

暮らしのお知らせ

手続きは市民課・支所の窓口で

戸籍の届け出

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し証明するものです。

子どもが生まれた時、結婚・離婚する時、家族が亡くなった時などは、市民課(市役所1階)または下総・大栄支所に届け出をしてください(遠山・赤坂分室では受け付けできません)。

届け出をする時は、次のことに注意してください。また、外国籍の人は届け出の種類や国籍によって必要な書類が異なるため、市民課(☎20・1525)へ問い合わせてください。

○出生届：子どもの名前には、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナを使用する

○死亡届：使用する火葬場を決めてから届け出をする

○婚姻届：届け書に成人の証人(2人)が署名する。未成年者は父母の同意書を用意する

で預かった日となります。

添付書類が不足している場合などは、改めて提出してもらうことがあります。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

一人で抱え込まずに相談を

女性に対する

暴力をなくす運動

11月12日(土)～25日(金)は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

これに合わせ、女性の人権ホットラインでは、人権擁護委員などが時間を延長して相談に応じます。

女性の人権ホットライン

日時 11月18日(金)～24日(木) 午前

8時30分～午後7時(19日(土)・20日(日)・23日(水)・祝は午前10時～午後5時)

内容 配偶者などからの暴力、ストーカー被害など女性人権問題に関する相談

電話番号 0570・070・810

県女性サポートセンター

時間 24時間年中無休

内容 配偶者などからの暴力や家

庭・生活などに関する相談

電話番号 043・206・8002

※くわしくは各相談窓口へ。

暖房機器などの使用は控えめに

大気汚染防止のための

冬季対策

県では、1月までを大気汚染防止のための冬季対策期間としています。

冬季は大気がよくみ、汚れやすくなります。大気汚染の原因となる窒素酸化物や微小粒子状物質(PM2.5)などの排出削減のため、次のことを心掛けましょう。

○節電に努める

○暖房は室温20℃をめどに設定し、重ね着などの工夫をする

○暖房機器やガス給湯器を買う時は、環境負荷の少ない物を選ぶ

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

飼い主は責任をもって

動物による危害防止対策

強化月間

動物を飼っている人は、次のこ

とに注意しましょう。

○犬を飼う時は必ず登録し、狂犬病予防注射を毎年受けさせる

○犬の放し飼いはしない

○犬の散歩は短い引き綱を付け、動きを制御できる人が行い、散歩中にした排せつ物は持ち帰る

○猫は室内で飼う

○動物に迷子札などを付け、飼い主が分かるようにする

捨て犬・捨て猫の禁止

動物を捨てる行為は犯罪で、法律で100万円以下の罰金が科されます。捨てられて保護された犬・猫は、引き取る人がいないと処分されます。ペットは責任をもって最後まで面倒を見ましょう。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。



大切なペットと暮らしていくために

国税庁の取り組みを紹介

税を考える週間

11月11日(金)～17日(木)は税を考える週間です。税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)で国税庁の取り組みなどを分かりやすく最新のデータで紹介するほか、税務職員の業務を映像で紹介しています。

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。

市役所で省エネ対策

ウォームビズの実施

市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に

向けた省エネ対策を行っています。

その取り組みの一つとしてウォームビズ(室温20℃を目安とした空調の稼働、フリースの重ね着や膝掛けなどを活用した過度に暖房に頼らない執務)を実施しています。皆さんのご理解をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

11月8日から配布します

給与支払報告書の様式

令和5年度給与支払報告書の様式を11月8日(火)から市民税課(市役所2階)で配布します。100部以上必要な場合は、事前に同課(☎20・1513)へ問い合わせてください。

なお、そのほかの年末調整関係用紙は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)で配布します。

※くわしくは、給与支払報告書の様式については市民税課、そのほかの年末調整関係用紙については成田税務署(☎28・5151)へ。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

支援します

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

市では、物価の高騰により家計への影響を特に大きく受けている住民税非課税世帯などに対し、1世帯当たり5万円を支給します。対象は次のいずれかに当てはまる世帯(世帯全員が、市町村民税均等割が課税されているほかの親族などの扶養を受けている場合を除く)

①：世帯全員が令和4年9月30日時点で市に住民記録があり、令

和4年度市町村民税均等割が非課税である

②：①のうち、1月2日以降に転入した人または未申告の人(申請時に申告が必要)がいる

③：①②以外で、予期せず1月～12月の家計が急変し、世帯全員が市町村民税均等割が非課税の世帯と同じ水準となっている

申請方法

①対象世帯に郵送された確認書を同封の返信用封筒で送付

②③世帯主が必要書類を持って、11月4日(金)から開設する市役所1階ロビーの特設窓口へ

申請期限 令和5年1月31日(火)(必着)

支給方法 指定の口座に振り込み

※くわしくは成田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター(☎20・1740)または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page0130_00048.html)へ。

5カ条の精神を未来へ

成田市民憲章の推進

成田市民憲章は、市民の幸せを願い、未来への理想を掲げ、昭和

46年11月3日に制定されました。

「住んでいて良かった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進していくために、市民憲章が掲げる5カ条の精神を未来へ継承していきましょう。

成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたくしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたくしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたくしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

一 親切な心で平和な成田をつくりましょう。

一 よろこんで働き豊かな成田をつくりましょう。

一 きまりをまもり住みよい成田をつくりましょう。

一 自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう。

一 若い力をそだて明るい成田をつくりましょう。

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

10月1日(土)～15日(土)

- | | |
|-----|---|
| 4日 | 高齢者クラブ連合会表彰式
日栄学園日本自動車大学校「Formula Factory NATS」学生フォーミュラ日本大会2022表彰台獲得報告会
国際医療福祉大学・印旛市郡医師会・成田市医師団地域連携連絡会議 |
| 5日 | 産業まつり実行委員会
スポーツフェスティバル |
| 8日 | 成田空港周辺中学生英語スピーチコンテスト |
| 11日 | 2022年全日本卓球選手権大会(カデットの部)出場激励会 |
| 12日 | 国道51号・356号期成同盟及び県道成田小見川鹿島路線整備促進協議会要望活動 |
| 13日 | 航空機事故消防救難総合訓練 |
| 14日 | 成田マリーシアズ県大会優勝報告会 |
| 15日 | 成田弦まつり |



スポーツフェスティバルで(8日)

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）は、自然災害に関わる特別警報など、国から送られる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。

当日の災害発生状況や気象状況により中止になる場合があります。

日時 11月16日（水）午前11時

放送内容 11これはＪアラートのテストです（3回繰り返し）、こちらは防災なりたです

※防災行政無線の放送内容は、防災行政無線テレホンサービス（☎0120・38・3898）で確認できます。くわしくは危機管理課（☎20・1523）へ。

食生活の大切さを考える

ちばの食育月間

県では、旬の地元食材が豊富に出回る11月をちばの食育月間とし、食育の普及・啓発を行っています。この機会に、食に関する正しい



知識を身に付け、食生活の大切さを考えましょう。

※くわしくは農政課（☎20・1541）へ。

市長選挙

立候補予定者説明会

12月25日（日）執行予定の成田市長選挙に立候補を予定している人を対象に立候補予定者説明会を行います。

立候補を予定している人、またはその代理人は必ず出席してください。出席者は1候補者につき2人以内とさせていただきます。

日時 11月15日（火）午後1時30分から

会場 市役所6階中会議室

※くわしくは市選挙管理委員会事務局（☎20・1510・総務課内）へ。

新型コロナウイルスワクチン情報

オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が短縮

3回目以降の追加接種で使用するオミクロン株対応ワクチンの接種間隔は、前回の接種から5カ月以上経過とされていましたが、3カ月以上経過に短縮されました。

市では、接種間隔の短縮に合わせて、接種券を発送するための準備を進めています。準備が整い次第、予約が込み合わないよう順次発送します。次の流行に備え、できるだけ年内の接種を検討してください。

使用するワクチンと予約方法

オミクロン株対応ワクチンの医療機関での個別接種と集団接種を行っています。使用するワクチンの種類は下表の通りです。従来型ワクチンを上回る効果があると期待されていますので、接種を検討してください。

使用するワクチンは、接種する時期や会場により異なります。

ワクチン接種予約サイト (<https://www.narita-vaccine.jp>) で予約する場合は、予約日時時点で接種可能なワクチンを選択してください。直接予約を受け付ける医療機関で接種を希望する場合は、医療機関へ問い合わせてください。

なお、予約方法などの詳細は接種券に同封のチラシで確認してください。

使用するワクチン	1・2回目の接種	3回目以降の接種	
ファイザー社製 【BA.1対応型／BA.4-5対応型】	X（使用不可）	12歳以上	18歳以上
		○	○
モデルナ社製 【BA.1対応型】	X（使用不可）	X	○

* オミクロン株対応ワクチンは、1・2回目接種を完了した12歳以上の人が対象です

※くわしくは成田市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（☎0120-11-5828）へ。

* 10月24日時点の情報です